平成２７年（フ）第２７号
岐阜県安八郡輪之内町下大榑新田690番地の１　ルミエール青山11―205号室
債務者　中嶋　加美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第５２３号
大阪市西区九条３丁目28番13号
債務者　深田　　健
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６８号
大阪府枚方市桜町５―18―103　センチュリーひらかた、住民票上の住所大阪市旭区高殿２丁目７番12号　浪花方、住民票上の前住所大阪市都島区大東町３丁目３番７―302号
債務者　田中　正一
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４８号
大阪府高槻市大畑町22番４号　ドロメンスカセ三番館501号、前住所大阪府高槻市富田丘町15番５号
債務者　瀬口　博司
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６６号
大阪府寝屋川市幸町22番３号
債務者　梅本栄二郎
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０４号
大阪市西成区玉出西２丁目12番17号　クリスピーハイツ303
債務者　堀村　能啓
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１８７号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番３―502号
債務者　長谷川圭司
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０７号
大阪府東大阪市友井１丁目４番38号、前住所大阪市東成区神路１丁目３番10号
債務者　岡本　里子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４３号
大阪市浪速区日本橋５丁目16番５―1002号
債務者　杉本　静子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４４６号
大阪府八尾市高砂町１丁目53番地の８　アットホームこころ
債務者　赤井　辰雄
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５０１号
大阪市鶴見区今津北２丁目２番１―707号
債務者　神戸　里美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６３４号
大阪市浪速区日本橋東１丁目５番２―705号
債務者　前川　静枝
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７２９号
大阪府茨木市西中条町９番41号　アークハイツ103号
債務者　上田真理美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７４２号
大阪府東大阪市高井田10番５号
債務者　金光友吉こと　金　　友吉
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６４号
大阪府寝屋川市大利元町25番４号
債務者　岡村るり子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８１０号
大阪府茨木市別院町７番26号シャルム茨木106号
債務者　上嶋　英治
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１号
奈良県大和高田市大字曽大根550番地８、前住所奈良県葛城市長尾412番地14
債務者　吉田　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１番１―303号　馬見南６丁目団地
債務者　野田惠美子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係